

2022年10月8日に開催した臨時総会において、会費規程第2条を改正し、常勤職に就いている大学院生については会費の割引を適用しないこととした。それに合わせて「2012年2月11日幹事会了解事項 会費の割引に関する申し合わせ」を修正し、新たに次のように申し合わせる。

「会費の割引に関する申し合わせ」 (2023年2月17日)

2023年2月17日幹事会了解事項

2024年5月17日 (6)を追加、総会承認

会費規程第2条に規定された会費割引を次の通り運用し、常勤職に就いていない会員の会費割引は以下の(5)-b)にある会員が事務局に届出を行った場合に適用する。

- (1) 大学院生としての学籍があり常勤職に就いていない会員については、従来通り、届出を求めず会費割引の対象とする。
- (2) 常勤職に就いている会員は、大学院生としての学籍があっても、2023年度以降の会費については会費割引の対象としない。
- (3) 常勤職に就いているか否かは、入会申込書の所定欄の記載内容に基づいて判断する。
- (4) 日本学術振興会特別研究員(PD、SPD)は常勤職に就いているものとみなす。
- (5) 常勤職に就いていない場合は、会費割引の対象は次の通り運用する。

a) 所属組織から支給される経費あるいは公的に支給される経費等から会費を納入できる場合は、会費割引の対象としない。

b) a)に記した経費等ではなく、自分の所得から会費を納入する場合は会費割引の対象とする。

- (6) 所属機関において「常勤職」と分類される区分で雇用されていても、次のa)とb)を同時に満たす場合、会費割引対象とする。

a) 想定されている出勤日や勤務時間が週5日・40時間程度より少なく、基本給が時間数またはコマ数に単価を乗じて変動する部分のみで構成されていること

b) 自身の裁量で支出できる所属機関から支給される経費あるいは公的に支給される経費がないこと